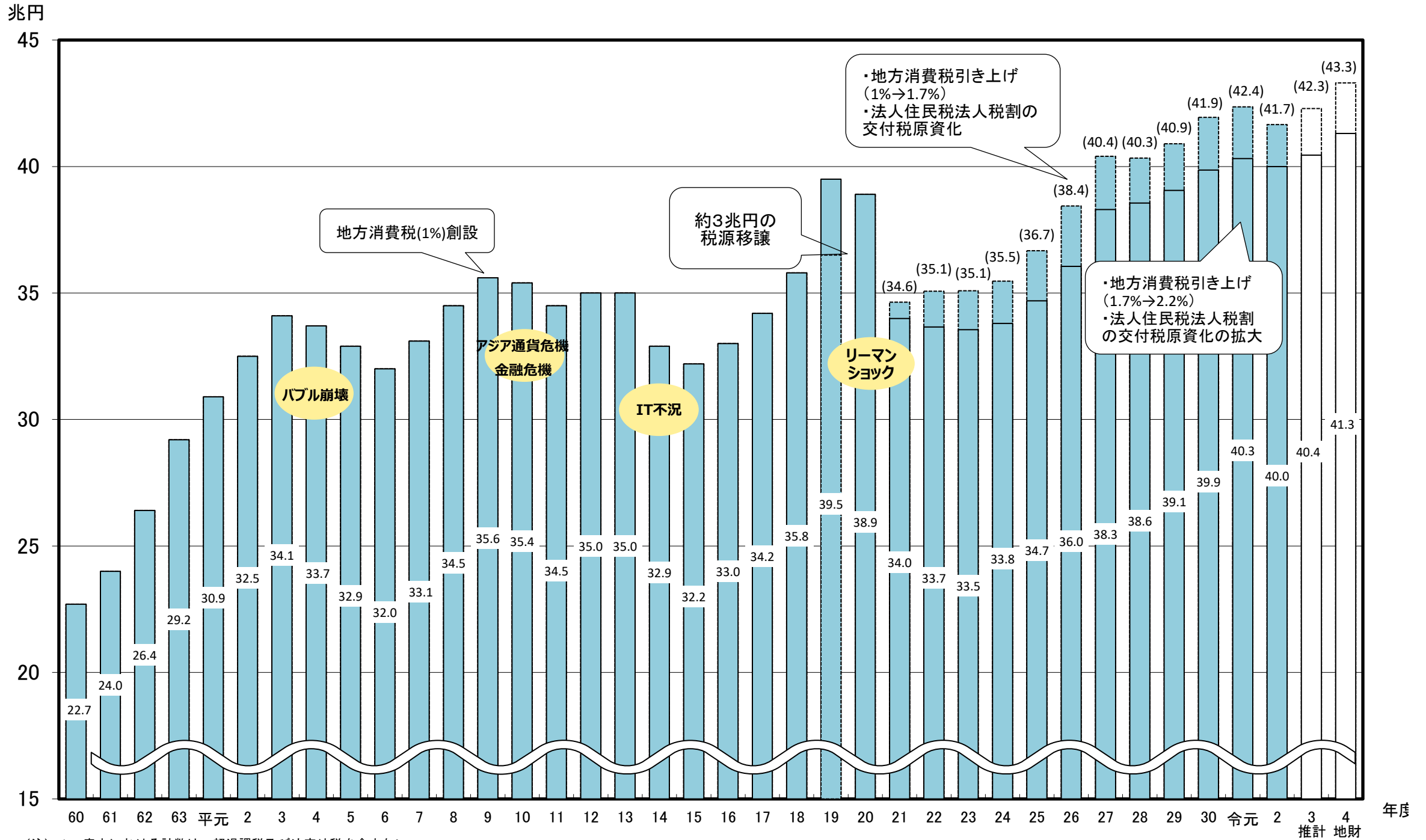


# 地方税収（地方財政計画ベース）の推移



(注) 1 表中における計数は、超過課税及び法定外税を含まない。  
 2 令和2年度までは決算額、令和3年度は推計額 (R3.12時点)、令和4年度は地方財政計画額である。  
 3 括弧書きは、平成21年度以降、国から都道府県に対して譲与されている地方法人特別譲与税 (～R1) 及び特別法人事業譲与税 (R2～) を含めたものである。